

〈福山市職員安全衛生規則〉

別表第 1 （第 3 条、第 9 条、第17条、第22条関係）

事業場	機関等	総括安全衛生管理者	安全衛生委員会	庶務担当
南部環境センター	南部環境センター、福山クリーンセンター	環境部長	南部環境センター安全衛生委員会	南部環境センター
沼隈支所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第 1 に掲げる事業に係る事業場であって、沼隈支所及び内海支所の所管区域内に所在するもの	沼隈支所長	沼隈安全衛生委員会	沼隈支所
松永支所	労働基準法別表第 1 に掲げる事業に係る事業場であって、松永支所の所管区域内に所在するもの	松永支所長	松永安全衛生委員会	松永地域振興課
北部支所	労働基準法別表第 1 に掲げる事業に係る事業場であって、北部支所、芦田支所及び加茂支所の所管区域内に所在するもの	北部支所長	北部安全衛生委員会	北部地域振興課
新市支所	労働基準法別表第 1 に掲げる事業に係る事業場であって、新市支所の所管区域内に所在するもの	新市支所長	新市安全衛生委員会	新市支所
東部支所	労働基準法別表第 1 に掲げる事業に係る事業場であって、東部支所の所管区域内に所在するもの（市民病院を除く。）	東部支所長	東部安全衛生委員会	東部地域振興課
神辺支所	労働基準法別表第 1 に掲げる事業に係る事業場であって、神辺支所の所管区域内に所在するもの（附属神辺診療所を除く。）	神辺支所長	神辺安全衛生委員会	神辺地域振興課
市民病院	市民病院、附属神辺診療所	市民病院事務部長	市民病院安全衛生委員会	市民病院庶務課
本庁	上記以外のもの	総務部長	本庁安全衛生委員会	安全厚生課

全部改正〔平成23年規則32号〕、一部改正〔平成25年規則12号〕